

厚生労働省の「第4回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」（令和6年4月26日）において、令和7年度医学部臨時定員の配分・調整方法について、以下①～③の方針が合意されている。

## ① 医師多数県の意向の調整

医師多数県については、医師少数県・中程度県と比較して、臨時定員として地域枠を確保する必要性が低い一方で、大幅な変更は教育・研修・診療体制への影響等も考えられることから、その臨時定員については、**原則として令和6年度臨時定員地域枠に0.8を乗じたもの**とした上で、③の調整を行う。

16都府県  
約37枠減見込  
(大阪府3枠減見込)

## ② 医師少数県の意向の調整

医師少数県については、医師多数県・中程度県と比較して、現状の医師が少ないだけでなく、若手医師についても少ない傾向があることから、臨時定員地域枠の要件を満たしつつ、教育・研修体制が維持される範囲内で、**医師多数県から削減等した定員数分を活用して、原則、令和6年度比増となる意向がある場合には、意向に沿った配分を行う。**

## ③ 残余臨時定員数の意向の調整

①②の対応を行った上で、臨時定員総数が令和6年度臨時定員総数に達していない場合には、その範囲内において※

- － 恒久定員100名あたり、恒久定員内地域枠を4名以上設置している等、  
更なる県内の偏在是正が必要な都道府県については、
  - ・ 医師多数県では、例えば令和6年度臨時定員地域枠の一割等、**一部の意向を復元**する
  - ・ 医師少数区域のある医師中程度県では、令和6年度比増となる意向がある場合、  
医師少数区域等に従事する枠となっているか等、**地域枠の趣旨の範囲内で配分**を行う
- － 臨時定員研究医枠の令和6年度比増希望がある場合には、その趣旨の範囲内で配分を行う。

4県  
約6枠復元見込  
(大阪府0枠復元見込)

※ 配分を行うにあたっては、臨時定員地域枠の要件を満たした上で、必要に応じて教育・研修体制、医師少数区域への地域枠医師の配置状況や診療科選定の状況、若手の医師数、医師偏在指標の多寡、過年度の臨時定員地域枠充足率等についても考慮する。

## 大阪府の場合

①により、令和7年度臨時定員地域枠は令和6年度より減員見込（15人⇒12人）であり、対応が必要。